

改定後の公共下水道使用料・受益者負担金体系

公共下水道使用料（税別・1か月につき）

【改定前】		【改定後】			
区分	使用料	区分	第1段階 (R4.10~)	第2段階 (R6.4~)	第3段階 (R8.4~)
基本使用料（10 m ³ まで）	800円	基本使用料	800円	800円	800円
従量使用料 （1 m ³ につき）	—	1 m ³ ~ 10 m ³	33円	66円	100円
	11 m ³ ~ 30 m ³	11 m ³ ~ 30 m ³	120円	120円	120円
	31 m ³ ~ 50 m ³	31 m ³ ~ 50 m ³	130円	130円	130円
	51 m ³ ~ 100 m ³	51 m ³ ~ 100 m ³	160円	160円	160円
	101 m ³ ~ 200 m ³	101 m ³ ~ 200 m ³	180円	180円	180円
	201 m ³ ~ 500 m ³	201 m ³ ~ 500 m ³	200円	200円	200円
	501 m ³ ~ 1,000 m ³	501 m ³ ~ 1,000 m ³	220円	220円	220円
	1,001 m ³ ~	1,001 m ³ ~	230円	230円	230円

【改定のポイント】

- ・ 使用水量1 m³から従量使用料を加算する体系に改めます。
- ・ 使用水量1~10 m³の単価は、令和4年10月から令和8年4月にかけて、**33円**、**66円**、**100円**と3段階で改定し、急激な負担額増加の緩和を図ります。
- ・ 11 m³以上の従量使用料単価は、現在の金額のまま据え置きます。

使用水量ごとの使用料比較（税込・2か月につき）

使用水量	改定前 使用料	第1段階 (R4.10~)	第2段階 (R6.4~)	第3段階 (R8.4~)	使用水量	改定前 使用料	第1段階 (R4.10~)	第2段階 (R6.4~)	第3段階 (R8.4~)
0 m ³	1,760円	1,760円	1,760円	1,760円	40 m ³	4,400円	5,126円	5,852円	6,600円
5 m ³		1,941円	2,123円	2,310円	50 m ³	5,720円	6,446円	7,172円	7,920円
10 m ³		2,123円	2,486円	2,860円	60 m ³	7,040円	7,766円	8,492円	9,240円
15 m ³		2,304円	2,849円	3,410円	70 m ³	8,470円	9,196円	9,922円	10,670円
20 m ³		2,486円	3,212円	3,960円	80 m ³	9,900円	10,626円	11,352円	12,100円
25 m ³	2,420円	3,146円	3,872円	90 m ³	11,330円	12,056円	12,782円	13,530円	
30 m ³	3,080円	3,806円	4,532円	100 m ³	12,760円	13,486円	14,212円	14,960円	

【改定のポイント】

- ・ 使用水量により異なりますが、令和8年4月には平均で30%増の改定となり、農業集落排水と使用料水準が統一されます。
- ・ 段階的な改定を行うことで、すべての使用水量において、使用料が緩やかに増加するよう配慮しています。

受益者負担金

令和6年4月1日申請分から、受益者負担金(新規加入する際に支払う額)を**50万円**に改定し、農業集落排水処理の分担金と金額を統一します。